

# 「心の中は自由だ！」 を学んだ子どもたち

倉持祐二（奈良教育大学附属小学校）

2006年の9月21日、東京地裁は、国旗掲揚の際の起立や国歌斉唱の義務がないことを認め、教育委員会や校長の命令に従わなかったことを理由に懲戒処分をしてはならない、という趣旨の判決を言い渡しました。

憲法が保障する「思想及び良心の自由」が、現実の社会の中でまさに輝いた瞬間でした。とともに、子どもたちへの大切なメッセージにもなったと私は思っています。



## 国旗・国歌と向き合うために

奈良教育大学附属小学校は、1学級36人、1学年3学級です。通常学級の子どもたちは、附属幼稚園から連絡進学で入学してくる子どもたちと、くじ引きで入学してくる子どもたちがいます。ただし、面接・試問の結果、障害児教育が望ましいと思われる子どもについては障害児学級を薦めています。

公立学校と同じように、附属学校にも、卒業式や入学式に国旗を掲げ国歌を斉唱するようという指導があります。私は、そのことを子どもや保護者

にありのままに伝え、それをどう受けとめて行動するかは個人の判断に委ねるようにしてきました。とはいうものの、国旗・国歌とどう向き合えばいいのか、判断する材料が必要です。

これまで、国旗・国歌を考えるために、2つの学習にとりくんできました。1つは、1936年のベルリンオリンピックでの朝鮮人マラソンランナーの孫基禎（ソンキジョン）さんを教材にした学習です。朝鮮人なのに、日本人選手として参加し、表彰式では「日の丸」を胸にして「君が代」を聞いた孫さんの姿を考えさせました。もう1つは、新聞紙上に見られる国旗掲揚・国歌斉唱に対する賛成・反対の意見をもとに、自らの考えをきたえる学習でした。

ところが、国旗・国歌法制の下では、憲法で保障された「思想及び良心の自由」（第19条）の意図する内容を小学生にも学ばせる必要が生まれています。小学生には難解とも思われる「思想及び良心の自由」の権利を、いかに学ばせるかが憲法学習の1つの焦点になっているのではないのでしょうか。

## 「うさぎとかめ」の授業

「思想及び良心の自由」を教えるのに苦労したのが、教材さがしでした。小学生にぴったりの判例がありません。条文解釈の授業も通用しません。そこで、子どもたちもよく知っている「うさぎとかめの話」を教材にして、戦前の授業を再現してみることにしました。

まず、私が、私自身と「山本先生」と名づけた架空の先生の1人2役になり、山本先生に変装します。それは、いつもの私の授業スタイルとはちがうことを子どもたちに意識づけるためでした。

私が山本先生になり、クラスの中の12人の子どもたちを前に授業をします。残りの子はその周りで参観しました。そして、山本先生の授業が終わると、私は山本先生からもとに戻り、全員で山本先生の「おかしさ」を見つけるという展開で授業をすすめました。

山本先生は、「うさぎとかめ」の話からはじめました。その間に、「もしもしかめよ～」と子どもたちは歌います。『尋常小学読本参考』（1911年

・明治44年)にある「うさぎとかめの話」をプリントにして配りました。

話を讀んだ子どもたちは、「遅くても、努力していれば、何もやっていないものに勝てる話だ」と言います。

次に、山本先生は、「あなたは、うさぎとかめのどちらの生き方をするか」と問いました。ほとんどの子は、「努力して生きるほうが成功した喜びが大きい。だから、かめがいい」と言います。しかし、「早くしたら楽なので、うさぎがいい」という子もいました。

そこで山本先生の態度は一変します。「楽をして生きるなんて甘い。いまずぐ考えを変えなさい。『かめ』になるんだ」と言って、教室をあとにしました。

山本先生と代わって教室に入った私を待っていたのは、山本先生に対する子どもたちのブーイングでした。

「うさぎという人の考えまで曲げることはない」。

「自分の意見を他人に押しつけるようなことをしてはいけないと思う」。

「かめを戦争前の日本にたとえ、かめのようにしたかったのだと思うけど、思想や良心の自由は必要だ」。

そう言って、子どもたちは、憲法19条「思想及び良心の自由」を高らかに読みあげました。

## ぼくらの日本国憲法「前文」

憲法「前文」は、日本に住む人びとがめざす未来社会の理想を描いています。その「前文」を、いまの社会に生きる人たちが、自分の言葉で表現しようという試みがなされました。大塚英志著『私たちが書く憲法前文』(角川書店、2002年)です。その憲法「前文」を自分の言葉で表現してみようと呼びかけました。小学校6年生なりに現代社会が抱える矛盾をつかみ、解決の方向を考えさせようと思ったからです。

淳美さんは、イラク戦争で被害にあった子どもたちの悲惨な姿に心を痛み、ヒロシマでの平和学習を思い出しながら、次のようなわたしの憲法「前文」を書きました。

平和は、戦争がなくなれば生まれるのではないか。

私はいつもそう思う。

いま、日本は戦争をしていない。

だから、普通の生活が、食べて、学校へ行って、  
ねむれるような生活ができるのだろう。

もしも、戦争をしていたら…。

食べ物が無い。学校へも行けない。

ねむれたとしても、家の中でもなく、ベッドの中でもなく…。

いったいどこでねむるのだろう。

もしも、大洪水になったとしても、戦争よりもひどい町にはならない。

もしも、大地震が起きたとしても、戦争より被害はでない。

そう考えると、戦争は、死者がたくさん山積みにされ、町はつぶされる。

そんな戦争をなぜ続けるのだろう。

私はいつもそう思う。

地球をよごしていくのは、ゴミや排気ガスでもなく、「戦争」。

ゴミにうるさく言う前に、戦争のことを考えてくれないか。

私はいつもそう思う。

そのころ起こったスマトラ沖地震による津波の被害は、淳美さんの指摘を証明する結果となりました。ヒロシマでの原子爆弾による被害は、地球上の最大規模の震災をはるかにしのぐ被害であったからです。自然災害を止めることはできません。しかし、戦争は人間が止めることができます。淳美さんはそう「前文」の中で訴えているように思います。

こうして、子どもたちの目は、平和の問題をはじめ、教育・環境・文化の問題にまで広がっていきました。